

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」

2. 日時：令和2年12月8日(火) 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

地震津波審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

岸野主任安全審査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他17名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー 他1名

関西電力(株) 原子燃料部長 他2名

東北電力(株) 原子力部副長

四国電力(株) サイクル技術グループリーダー

電源開発(株) 原子燃料室上席課長

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)等に関し、これまでの面談(※)を踏まえた検討状況の説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

・これまでの繰り返しとなるが、面談での指摘事項に対する日本原燃内の認識が十分でなく、適切な対応ができていない。体制等について対策を講じたとのことだが、面談での提出資料について確認すべき役割の者が確認していないなど、実効的な対策になっていない。設工認申請の作業にあたっては、指示が適切か、指示どおり各部署で作業がな

されているか、作業結果に対しての確認がなされたのか、それぞれの対応を確実に実施する必要がある。

- ・既に認可を受けている設工認申請書での記載事項のうち、今後の申請で仕様表等に記載しなくなる項目等については、補足説明資料として申請書類内での状況を整理すること。その内容を確認の上、仕様表として記載すべき項目を指摘していくこととする。
- ・これまでの繰り返しとなるが、審査を効率的に受けたいのであれば、設工認申請の仕様表等の記載方針について、再処理事業のみならず、各事業で共通のものとし、指摘への対応についても各事業に反映すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

※ 令和2年12月4日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請等に係る面談」